

①

平成26年2月19日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 1 号議案 平成 2 6 年度埼玉県一般会計予算	1
第 2 号議案 平成 2 6 年度埼玉県公債費特別会計予算	30
第 3 号議案 平成 2 6 年度埼玉県証紙特別会計予算	33
第 4 号議案 平成 2 6 年度埼玉都市町村振興事業特別会計予算	35
第 5 号議案 平成 2 6 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	37
第 6 号議案 平成 2 6 年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算	39
第 7 号議案 平成 2 6 年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	42
第 8 号議案 平成 2 6 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	44
第 9 号議案 平成 2 6 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	48
第 1 0 号議案 平成 2 6 年度本多静六博士育英事業特別会計予算	50
第 1 1 号議案 平成 2 6 年度埼玉県用地事業特別会計予算	52
第 1 2 号議案 平成 2 6 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	54
第 1 3 号議案 平成 2 6 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	59
第 1 4 号議案 平成 2 6 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	62
第 1 5 号議案 平成 2 6 年度埼玉県病院事業会計予算	65
第 1 6 号議案 平成 2 6 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	71
第 1 7 号議案 平成 2 6 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	76

	頁
第 18 号議案 平成 26 年度埼玉県地域整備事業会計予算	83
第 19 号議案 平成 26 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	86

第1号議案

平成26年度埼玉県一般会計予算

平成26年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,729,886,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	661,200,000
	1 県 民 税	324,438,000
	2 事 業 税	102,997,000
	3 地 方 消 費 税	71,286,000
	4 不 動 産 取 得 税	15,331,000
	5 県 た ば こ 税	8,166,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,322,000
	7 自 動 車 取 得 税	4,920,997
	8 軽 油 引 取 税	45,807,000
	9 自 動 車 税	85,901,000
	10 鉱 区 税	4,643
	11 狩 猟 税	26,354
	12 旧 法 に よ る 税	6
2 地 方 消 費 税 清 算 金		138,627,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	138,627,000

3 地 方 譲 与 税		110,261,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	106,245,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,778,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	237,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,776,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,776,000
5 地 方 交 付 税		179,400,000
	1 地 方 交 付 税	179,400,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,884,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,884,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,890,964
	1 分 担 金	139,051
	2 負 担 金	2,751,913
8 使 用 料 及 び 手 数 料		20,431,317
	1 使 用 料	9,472,809
	2 手 数 料	10,958,508

款	項	金額
9 国庫支出金		163,384,869
	1 国庫負担金	108,266,961
	2 国庫補助金	51,461,206
	3 委託金	3,656,702
10 財産収入		11,095,939
	1 財産運用収入	7,114,795
	2 財産売却収入	3,981,144
11 寄附金		119,510
	1 寄附金	119,510
12 繰入金		87,154,442
	1 特別会計繰入金	3,560,923
	2 基金繰入金	83,593,519
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		38,090,959
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,208,237

	2 預 金 利 子	63,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,922,046
	4 受 託 事 業 収 入	5,740,087
	5 収 益 事 業 収 入	14,715,917
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	45,000
	7 雑 入	9,396,672
15 県 債		311,070,000
	1 県 債	311,070,000
歳 入 合 計		1,729,886,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,087,060
	1 議 会 費	3,087,060
2 総 務 費		88,262,310
	1 総 務 管 理 費	22,035,957
	2 企 画 費	9,373,867
	3 県 民 費	7,398,569
	4 環 境 費	10,913,944
	5 徴 税 費	26,070,045
	6 市 町 村 振 興 費	5,318,269
	7 選 挙 費	645,277
	8 防 災 費	4,663,086
	9 統 計 調 査 費	1,248,186
	10 人 事 委 員 会 費	280,797
11 監 査 委 員 費	314,313	
3 民 生 費		321,377,235
	1 社 会 福 祉 費	228,491,591

	2 児 童 福 祉 費	79,763,611
	3 生 活 保 護 費	12,344,464
	4 災 害 救 助 費	777,569
4 衛 生 費		52,008,432
	1 公 衆 衛 生 費	27,209,476
	2 環 境 衛 生 費	1,307,229
	3 保 健 所 費	3,975,787
	4 医 薬 費	9,995,278
	5 公 営 企 業 支 出 金	9,520,662
5 労 働 費		7,699,503
	1 労 政 費	3,859,919
	2 職 業 訓 練 費	3,678,441
	3 労 働 委 員 会 費	161,143
6 農 林 水 産 業 費		24,762,654
	1 農 業 費	10,537,439
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	326,289
	3 畜 産 業 費	1,189,000

款	項	金額
	4 林業費	5,086,870
	5 農地費	7,623,056
7 商工費		21,807,011
	1 商工業費	21,698,796
	2 観光費	108,215
8 土木費		108,630,689
	1 土木管理費	11,225,703
	2 道路橋りょう費	50,575,431
	3 河川費	28,341,570
	4 都市計画費	16,454,636
	5 住宅費	2,033,349
9 警察費		139,089,371
	1 警察管理費	128,469,440
	2 警察活動費	10,619,931
10 教育費		522,271,641
	1 教育総務費	70,236,402

	2 小 学 校 费	161,671,974
	3 中 学 校 费	99,081,541
	4 高 等 学 校 费	94,648,153
	5 特 别 支 援 学 校 费	38,379,894
	6 大 学 费	2,148,596
	7 私 立 学 校 费	49,958,490
	8 社 会 教 育 费	4,414,523
	9 保 健 体 育 费	1,732,068
11 灾 害 复 旧 费		40,172
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	28,752
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	11,420
12 公 债 费		268,485,801
	1 公 债 费	268,485,801
13 诸 支 出 金		171,864,121
	1 公 营 企 业 支 出 金	15,684,121
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	66,182,000
	3 利 子 割 交 付 金	2,000,000

款	項	金 額
	4 配 当 割 交 付 金	4,055,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,518,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	70,937,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,675,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,600,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,201,000
	10 利 子 割 精 算 金	12,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,729,886,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	4 環境費	環境整備センター埋立事業費（浸 出水処理施設増設工事）	903,744	平成26年度	696,860
				平成27年度	206,884
6 農林水産業費	1 農業費	農林総合研究センター施設整備事 業費	567,435	平成26年度	140,060
				平成27年度	427,375
9 警察費	1 警察管理費	大宮警察署等庁舎建設費	6,050,421	平成26年度	466,787
				平成27年度	2,254,916
				平成28年度	3,328,718
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設 置費（平成26年度着工分）	708,334	平成26年度	141,669
				平成27年度	566,665
	4 高等学校費	県立学校大規模改修費（平成26 年度着工分）	1,031,859	平成26年度	398,595
				平成27年度	633,264
	8 社会教育費	県立社会教育施設耐震改修費（平 成26年度着工分）	221,349	平成26年度	55,513
				平成27年度	165,836

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成26年度発行分）	平成26年度から 平成36年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成41年度まで	31,670
私立学校振興資金融資損失補償（平成26年度融資分）	平成26年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
第二庁舎設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	平成26年度から 平成33年度まで	479,772
環境創造資金利子補給（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成36年度まで	33,600

<p>青空再生低公害車導入資金損失補償（平成19年度保証分・平成26年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成26年度から平成34年度まで</p>	<p>県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成26年度融資分）</p>	<p>平成27年度から平成46年度まで</p>	<p>253,066</p>
<p>特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成26年度融資分）</p>	<p>平成26年度以降</p>	<p>回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額</p>
<p>小規模事業資金損失補償（平成14年度保証分・平成26年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成26年度から平成34年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度から 平成44年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度から 平成44年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額

<p>経営安定資金損失補償（平成26年度保証分）</p>	<p>平成26年度から 平成41年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>
------------------------------	------------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成26年度保証分）</p>	<p>平成26年度から 平成44年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成26年度保証分）</p>	<p>平成26年度から 平成41年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から</p>

		<p>中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
<p>借換資金損失補償（平成26年度保証分）</p>	<p>平成26年度から 平成44年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度から平成41年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から平成41年度まで	2,466,328
中小企業組合エネルギー対策融資利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から平成36年度まで	200,000
勤労者支援資金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度から平成32年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金の元金に相当する額の100分の50の額

離職者等委託訓練事業（平成26年度契約分）	平成27年度から 平成28年度まで	1,033,271
農地利用集積事業資金損失補償（平成26年度融資分）	平成26年度から 平成37年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成47年度まで	167,928
農業災害復旧経営資金利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成33年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償（平成26年度融資分）	平成26年度から 平成33年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
卸売市場施設整備資金利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成33年度まで	1,269
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成26年度借入分）	平成26年度から 平成77年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成26年度取得分）	平成27年度から 平成36年度まで	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成26年度借入分）	平成26年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額

埼玉県道路公社借入金債務保証（平成26年度借入分）	平成26年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
社会資本整備総合交付金（改築）事業	平成27年度	940,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成26年度建設分）	平成27年度から平成50年度まで	397,693
学力・学習状況調査実施事業（平成26年度契約分）	平成27年度	150,521

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	41,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	1,200,000	同	同上	同上
県有施設整備事業	2,727,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2,792,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2,807,000	同	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	59,000	同	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	528,000	同	同上	同上

身近な緑公有地化事業	54,000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	上	同	上	同	上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	739,000	同	上	同	上	同	上
防災学習センター施設整備事業	37,000	同	上	同	上	同	上
防災ヘリコプター消防無線高度化 推進事業	105,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	1,449,000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	78,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (救急救命士養成所) 負担金	148,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	13,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費(発達障害 支援総合推進センター(仮称))負担金	145,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,063,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
老人福祉施設整備事業	7,940,000	同 上	同 上	同 上
総合リハビリテーションセンター設備整備事業	114,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業	329,000	同 上	同 上	同 上
保健所等低公害車整備事業	17,000	同 上	同 上	同 上
県民健康福祉村改修事業	132,000	同 上	同 上	同 上
小児医療センター新病院建設費 (総合医局機構)負担金	226,000	同 上	同 上	同 上

農林振興センター等低公害車整備事業	7,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校移転整備事業	1,464,000	同	上	同	上	同	上
鶴ヶ島試験地移転整備事業	449,000	同	上	同	上	同	上
農林総合研究センター施設整備事業	554,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	86,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	22,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	106,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	248,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	155,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	115,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地すべり防止事業	50,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独農業基盤整備事業	1,022,000	同上	同上	同上
農業基盤整備事業	679,000	同上	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	84,000	同上	同上	同上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	2,329,000	同上	同上	同上
県単独道路建設事業	13,810,000	同上	同上	同上
電線地中化（道路）整備事業	148,000	同上	同上	同上

道路事業	5,751,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	5,515,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	3,312,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	320,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	697,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	24,501,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	80,000	同	上	同	上	同	上
県単独街路事業	1,407,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	1,998,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独公園事業	1,634,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公園事業	536,000	同上	同上	同上
警察職員退職手当	1,300,000	同上	同上	同上
警察署等低公害車整備事業	24,000	同上	同上	同上
警察署庁舎建設事業	1,469,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備事業	835,000	同上	同上	同上
教職員退職手当	7,500,000	同上	同上	同上

県立高等学校建設事業	5,175,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	630,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	838,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (特別支援学校)負担金	360,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	255,000	同	上	同	上	同	上
私立学校耐震改修事業	711,000	同	上	同	上	同	上
水道用水供給事業出資金	2,417,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	199,200,000	同	上	同	上	同	上

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第2号議案

平成26年度埼玉県公債費特別会計予算

平成26年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ508,695,185千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		285,708,185
	1 一 般 会 計 繰 入 金	191,886,082
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,819,103
	3 基 金 繰 入 金	92,003,000

2 県	債		222,987,000	
		1 県	債	222,987,000
歳	入	合	計	508,695,185

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 公	債	費	508,695,185	
	1 公	債	費	508,695,185
歳	出	合	計	508,695,185

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成11年度、平成16年度 及び平成21年度発行 県債償還金	221,787,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成16年度発行県債償還金	1,200,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第3号議案

平成26年度埼玉県証紙特別会計予算

平成26年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,009,977千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		15,009,976
	1 証 紙 収 入	15,009,976
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	15,009,977

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		15,001,977
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,001,977
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出	合 計	15,009,977

平成26年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第4号議案

平成26年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成26年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,635,633千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		52,757
	1 財 産 運 用 収 入	52,757
2 繰 入 金		7,300,000
	1 基 金 繰 入 金	7,300,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,282,875

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,282,875
歳 入	合 計	13,635,633

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,635,633
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,635,633
歳 出	合 計	13,635,633

平成26年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第5号議案

平成26年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成26年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373,832千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		177,520
	1 国 庫 負 担 金	177,520
2 財 産 収 入		18,786
	1 財 産 運 用 収 入	18,786
3 繰 入 金		177,524
	1 基 金 繰 入 金	177,524
4 繰 越 金		1

款	項	金 額
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	373,832

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 災 害 救 助 事 業 費		373,832
	1 救 助 費	355,045
	2 基 金 積 立 金	18,787
歳 出	合 計	373,832

平成26年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第6号議案

平成26年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,160,641千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		236,927
	1 繰 入 金	236,927
2 繰 越 金		142,662
	1 繰 越 金	142,662

款	項	金 額
3 諸 収 入		366,976
	1 貸 付 金 元 利 収 入	363,332
	2 預 金 利 子	119
	3 雑 入	3,525
4 県 債		414,076
	1 県 債	414,076
歳 入	合 計	1,160,641

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		1,160,641
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	1,160,641
歳 出	合 計	1,160,641

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	414,076	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第7号議案

平成26年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成26年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583,486千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,998
	1 繰 入 金	6,998
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		474,488
	1 預 金 利 子	71
	2 貸 付 金 元 利 収 入	474,412
	3 雑 入	5
歳 入	合 計	583,486

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		581,486
	1 資金貸付費	581,486
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	583,486

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第8号議案

平成26年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成26年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,360千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		66,494
	1 繰入金	5,017
	2 繰越金	1
	3 諸収入	51,504

	4 県	債	9,972	
2 就農支援資金業務勘定収入			804	
	1 繰	入金	764	
	2 繰	越金	38	
	3 諸	収入	2	
3 農業改良資金貸付勘定収入			10,907	
	1 繰	越金	10,907	
4 農業改良資金業務勘定収入			2,155	
	1 繰	入金	1,901	
	2 繰	越金	248	
	3 諸	収入	6	
歳	入	合	計	80,360

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		66,494
	1 就農支援資金貸付費	66,494
2 就農支援資金業務勘定		804
	1 管理指導事務費	794
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		10,907
	1 農業改良資金貸付費	10,907
4 農業改良資金業務勘定		2,155
	1 管理指導事務費	1,955
	2 予備費	200
歳 出 合 計		80,360

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	9,972	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第9号議案

平成26年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成26年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,060千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	120
	2 繰越金	20,611
	3 諸収入	18,069
2 業務勘定収入		260
	1 繰越金	140
	2 諸収入	120
歳 入	合 計	39,060

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		260
	1 管 理 指 導 事 務 費	240
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	39,060

平成26年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第10号議案

平成26年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成26年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,878千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,079
	1 財 産 運 用 収 入	1,079
2 繰 入 金		19,275
	1 繰 入 金	19,275
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		32,523

	1 貸付金元利収入	32,522
	2 雑入	1
歳入	合計	52,878

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		51,878
	1 本多静六博士育英事業費	51,878
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	52,878

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第 1 1 号議案

平成 2 6 年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成 2 6 年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,601,241 千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		601,239
	1 財 産 運 用 収 入	86,904
	2 財 産 売 払 収 入	514,335
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,601,241

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,601,241
	1 用地事業費	1,601,241
歳出	合計	1,601,241

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第12号議案

平成26年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成26年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,377,466千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,250,959
	1 住 宅 使 用 料	8,250,959

2 国 庫 支 出 金		2,158,114
	1 国 庫 補 助 金	2,158,114
3 財 産 収 入		403,301
	1 財 産 運 用 収 入	47,261
	2 財 産 売 払 収 入	356,040
4 繰 入 金		1,220,235
	1 繰 入 金	1,220,235
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		28,856
	1 敷 金 運 用 収 入	2,900
	2 雑 入	25,956
7 県 債		2,316,000
	1 県 債	2,316,000
歳 入	合 計	14,377,466

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,318,549
	1 住 宅 管 理 費	5,671,716
	2 住 宅 建 設 費	4,646,833
2 繰 出 金		3,377,171
	1 繰 出 金	3,377,171
3 公 債 費		671,746
	1 公 債 費	671,746
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		14,377,466

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成26年度公営住宅建設費	2,846,713	平成26年度	152,162
				平成27年度	668,507
	平成28年度	1,832,482			
	平成29年度	193,562			
		公営住宅解体事業費	749,953	平成26年度	136,598
				平成27年度	613,355

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,316,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第13号議案

平成26年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成26年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ619,636千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		558,231
	1 繰 入 金	558,231

款	項	金額
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		61,403
	1 貸付金元利収入	60,893
	2 預金利子	158
	3 雑入	352
歳入合計		619,636

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		619,636
	1 高等学校等奨学金事業費	619,636
歳出合計		619,636

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第14号議案

平成26年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成26年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,623,833千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		70,175
	1 入 場 料 収 入	70,174
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		27,066,419
	1 投 票 券 発 売 収 入	27,004,418
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
3 財 産 収 入		246,057

	1 財 産 運 用 収 入	246,056
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		241,180
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	241,178
歳 入 合 計		27,623,833

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		209,388
	1 公 営 競 技 総 務 費	209,388
2 公 営 競 技 事 業 費		27,192,528
	1 公 営 競 技 事 業 費	27,192,528
3 繰 出 金		215,917
	1 繰 出 金	215,917
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		27,623,833

平成26年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第15号議案

平成26年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	319床
がんセンター	503床
小児医療センター	300床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	94,826 ^人	79,055 ^人
がんセンター	152,850	232,458
小児医療センター	95,617	152,866
精神医療センター	55,991	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	260 人	324 人
が ん セ ン タ ー	419	953
小 児 医 療 セ ン タ ー	262	627
精 神 医 療 セ ン タ ー	153	126

3 主なる建設改良事業 14,339,578 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		49,679,116 千円
第1項 医業収益		38,810,042 千円
第2項 医業外収益		10,631,939 千円
第3項 特別利益		237,135 千円

支 出

第1款	病院事業費用	52,641,451 千円
第1項	医業費用	47,402,470 千円
第2項	医業外費用	1,013,498 千円
第3項	特別損失	4,205,483 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,457,791千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,016千円、減債積立金678,983千円及び過年度分損益勘定留保資金3,768,792千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	11,937,033 千円
第1項	企業債	9,743,000 千円
第2項	他会計負担金	1,199,272 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	国庫補助金	23,000 千円
第5項	寄附金	1 千円
第6項	受託金	971,759 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	16,394,824 千円
第1項 建 設 改 良 費	14,339,578 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,055,246 千円
(継続費)	

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	循環器・呼吸器病センター 新館（仮称）等整備費	8,566,937	平成 26 年度	912,552
				平成 27 年度	6,024,847
				平成 28 年度	1,235,891
				平成 29 年度	393,647

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
精神医療センター医療情報システム開発	平成 2 7 年 度	303,695

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 9,743,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、10,100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	22,736,549 千円
(2) 交際費	1,200 千円
(たな卸資産購入限度額)	

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,618,351千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	器械備品
名称	血管X線撮影装置
数量	一式

種類	器械備品
名称	次世代遺伝子解析装置
数量	一式

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第16号議案

平成26年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	156 社
(2) 年間総給水量	71,472,000 m ³
(3) 一日平均給水量	195,816 m ³
(4) 主なる建設工事	231,399 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,166,848 千円
第1項 営業収益		1,887,021 千円
第2項 営業外収益		279,826 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		1,915,878 千円

第1項	営業費用	1,784,427千円
第2項	営業外費用	107,984千円
第3項	特別損失	19,467千円
第4項	予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,118,504千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,473千円、建設改良積立金170,000千円、減債積立金139,734千円及び過年度分損益勘定留保資金775,297千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,459,390千円
第1項	建設補助金		150,500千円
第2項	長期貸付金償還金		1,308,000千円
第3項	他会計補助金		888千円
第4項	固定資産売却代金		1千円
第5項	雑収入		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		2,577,894千円
第1項	建設改良費		1,248,160千円

第2項	投資有価証券	500,000 千円
第3項	長期貸付金	690,000 千円
第4項	企業債償還金	139,734 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	自家用発電設備整備事業	655,013	平成26年度	231,399
				平成27年度	211,807
				平成28年度	211,807
		利根導水路大規模地震対策事業	107,495	平成26年度	2,001
				平成27年度	8,720
				平成28年度	22,167
				平成29年度	22,222
				平成30年度	26,736
				平成31年度	14,112
				平成32年度	8,032
平成33年度	3,505				

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
柿木浄水場管理運営包括委託	平成27年度から 平成31年度まで	2,822,358
水道施設管理システム整備事業	平成27年度から 平成28年度まで	17,595

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	328,197 千円
(2) 交際費	41 千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,288千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,850千円と定める。

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第17号議案

平成26年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	646,682,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,771,732 m ³
(4) 主なる建設工事	7,102,596 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		49,183,930 千円
第1項 営業収益		43,494,055 千円
第2項 営業外収益		5,689,874 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		46,409,238 千円

第1項	営業費用	39,896,316 千円
第2項	営業外費用	6,272,807 千円
第3項	特別損失	200,115 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,070,368千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,164,039千円及び過年度分損益勘定留保資金16,906,329千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		17,840,842 千円
第1項	建設補助金		2,140,464 千円
第2項	企業債		10,043,000 千円
第3項	他会計出資金		4,750,361 千円
第4項	他会計補助金		216,331 千円
第5項	他会計からの長期借入金		690,000 千円
第6項	固定資産売却代金		1 千円
第7項	雑収入		685 千円
		支	出
第1款	資本的支出		35,911,210 千円

第1項	建設改良費	18,622,435 千円
第2項	企業債償還金	11,525,443 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,308,000 千円
第4項	機構負担年賦金	4,415,332 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	自家用発電設備整備事業	5,534,308	平成26年度	1,656,055
				平成27年度	2,140,355
				平成28年度	1,165,288
				平成29年度	572,610
		水道施設耐震化事業	35,590,410	平成26年度	1,398,588
				平成27年度	8,708,662
				平成28年度	6,595,000
				平成29年度	4,072,080
				平成30年度	4,976,160
				平成31年度	3,584,930

				平成32年度	1,667,840
				平成33年度	2,277,000
				平成34年度	2,310,150
		利根導水路大規模地震対策事業	1,493,910	平成26年度	33,359
				平成27年度	150,878
				平成28年度	407,498
				平成29年度	368,069
				平成30年度	262,011
				平成31年度	132,143
				平成32年度	97,423
				平成33年度	42,529

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場西部系制水弁設置工事	平成27年度	201,465
庄和浄水場次亜塩素注入棟整備工事	平成27年度	19,771
庄和浄水場需要家テレメータ設備更新工事	平成27年度	335,924
行田浄水場荒木取水ポンプ所沈砂池機械設備更新工事	平成27年度	330,569
行田浄水場2系沈でん・ろ過池電気設備更新工事	平成27年度	286,061

新三郷浄水場1系沈でん池機械設備更新工事	平成27年度から 平成28年度まで	1,646,892
水道施設管理システム整備事業	平成27年度から 平成28年度まで	185,342

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 10,043,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	3,550,788 千円
(2) 交際費	536 千円
(他会計からの補助金)	

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、985,768千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、406,557千円と定める。

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第18号議案

平成26年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設工事

5,451,812 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			1,452,236 千円
第1項	営業収益			1,274,629 千円
第2項	営業外収益			106,461 千円
第3項	特別利益			71,146 千円
		支	出	
第1款	事業費			697,427 千円
第1項	営業費用			635,023 千円
第2項	営業外費用			17,947 千円
第3項	特別損失			24,457 千円
第4項	予備費			20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,263,165千円は、過年度分損益勘定留保資金8,263,165千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,048,927 千円
第1項 長期貸付金償還金		2,043,001 千円
第2項 他会計補助金		5,925 千円
第3項 雑収入		1 千円
	支	出
第1款 資本的支出		10,312,092 千円
第1項 建設改良費		5,451,812 千円
第2項 建設準備費		160,280 千円
第3項 長期性預金		1,000,000 千円
第4項 投資有価証券		3,500,000 千円
第5項 予備費		200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	460,265 千円
(2) 交際費	298 千円
(他会計からの補助金)	

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,397千円である。

平成26年2月19日提出

埼玉県知事 上田 清 司

第19号議案

平成26年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	679,793,885 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,862,449 m ³
(4) 主なる建設工事	18,016,350 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		49,836,261 千円
第1項 営業収益		29,493,537 千円
第2項 営業外収益		20,342,723 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	50,690,208 千円
第1項	営 業 費 用	48,279,387 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,278,761 千円
第3項	特 別 損 失	71,060 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,890,154千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,401千円、過年度分損益勘定留保資金520,853千円、当年度分損益勘定留保資金4,343,900千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	20,511,663 千円
第1項	建 設 補 助 金	10,859,422 千円
第2項	建 設 負 担 金	4,046,118 千円
第3項	企 業 債	4,663,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	773,753 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	169,258 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	111 千円

支 出

第1款 資本的支出	25,401,817 千円
第1項 建設改良費	19,161,256 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	6,240,561 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	2,736,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	312,200
荒川右岸流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	2,996,000
中川流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	488,000
古利根川流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	735,000

荒川上流流域下水道事業（平成26年度契約分）	平成27年度から 平成28年度まで	8,000
市野川流域下水道事業（平成26年度契約分）	平成27年度から 平成28年度まで	8,000
利根川右岸流域下水道事業（平成26年度契約分）	平成27年度から 平成28年度まで	153,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 4,663,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,204,976 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,041,052千円である。

平成26年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司